

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引業者又は登録金融機関	金商業者等

	コメントの概要	金融庁の考え方
No.	●顧客同意	
1	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号及び第 6 号の規定は、金商業者等が同号に掲げられた条件を満たすことにより利用することができるものであり、顧客ごとに同意を得ることや、その記録を行うことは必要ないという理解でよいか。	顧客ごとに同意を得る必要はありませんが、顧客から契約締結前交付書面等の交付請求があった場合は、当該書面を交付する必要があります。
No.	●契約締結前交付書面等の交付を受けたことがある者	
2	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号柱書について、今回の交付義務緩和の対象顧客は、当該金商業者等から上場有価証券等書面の交付を受けたことのある者に限るとあるが、上場有価証券等書面の交付後 1 年である顧客に限られないという理解でいいか。	最新の上場有価証券等書面を交付している顧客であり、改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号イ～ニの要件を満たしていれば、当該交付から一年以上経過していたとしても、当該顧客は本制度の対象になると考えられます(改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 6 号の規定についても同様です。)
3	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号柱書の「当該金融商品取引業者等から上場有価証券等書面の交付を受けたことがある者に限る」や、同項第 6 号柱書の「当該金融商品取引業者等から当該金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約に係る契約締結前交付書面の交付を受けたことがある者に限る。」に、金商法第 37 条の 3 第 2 項の規定により電磁的方法による提供を受けた場合も追加してほしい。	ご指摘の「上場有価証券等書面の交付」及び「契約締結前交付書面の交付」には、電磁的方法による提供を行った場合が含まれると考えられます(金商法第 37 条の 3 第 2 項及び金商業等府令第 80 条第 2 項の規定により準用する金商法第 34 条の 2 第 4 項等)。
4	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に関して、本制度を採用した場合、契約締結前交付書面等に記載すべき内容に変更が生じた場合でも、改定した契約締結前交付書面等を交付することにより、本制度による情報提供の方法は維持されとの理解でよいか。なお、本制度に基づき設置された「リスクや手数料を説明する情報ページ」は、契約締結前交付書面等の変更内容に応じ、必要な修正を行えばよく、改めて本号イに規定する説明が必要となるものではないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます(改正された契約締結前交付書面等を交付する際には、金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号の規定に留意が必要です。) なお、自主規制機関である日本証券業協会は、金商業者等がウェブ画面上で契約締結前交付書面等を提供する際の実務のあり方について検討を行っており、金商業者等は、当該検討結果に沿った対応を行うことが期待されます。
No.	●対象取引	
5	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 6 号では、いわゆる債券に関する契約締結前交付書面に相当する情報について規定されていると理解するが、対象となる債券の範囲は次のように考えてよいか。 (対象債券の考え方) 日本証券業協会では、かねてより「個人向け国債の契約締結前交付書面」、「円貨建て債券の契約	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 6 号の対象となる債券の取引は、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、複雑な仕組みや投資判断に重大な影響を与えうる条件が付されていないプレーンなものに限られます。

	締結前交付書面」及び「外貨建て債券の契約締結前交付書面」の参考様式を作成し、協会員である金商業者等に提供している。これらの参考様式については、いわゆる仕組債などの複雑な仕組みを有する債券や、償還や売買に特別な条件が付されているものは対象とならないと解されてきたものである。よって、これらの参考様式で対象とされる債券については、本号の対象となる。	
6	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 6 号における対象となる債券について、「償還期限」や「償還がされない条件」に関する記載があるが、例えば劣後債やいわゆる TLAC 債などはこれらの条件が付されていない限りは、本号に規定される対象債券に含まれると考えてよいか。	
7	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 6 号で対象となる債券について、「償還期限」や「償還金額」に関する記載があるが、これには、一定の時期に全額償還するものだけでなく、あらかじめ定められた複数の時期に部分償還するような性質のものであっても、「償還がされない条件」等が付されていない限りは、本号に規定される対象債券に含まれると考えてよいか。	貴見のとおりと考えられます。
8	<p>今回の制度見直しの対象となっている書面は、現行の多くの証券会社の実務では、例えば、以下の場面でも、多くの顧客が利用される商品や取引に係る契約締結前交付書面として、一年に一回顧客に交付されている。</p> <p>① 金融商品取引所又は外国金融商品取引所への新規公開に係る有価証券（株式、転換社債型新株予約権付社債、不動産投資信託証券、インフラファンド）の契約締結前交付書面</p> <p>② 個々の金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約締結前交付書面</p> <p>上記①については、新規公開株式等は上場前の取扱いであるために上場有価証券等書面に含まれていないところであるが、その内在するリスク等については上場有価証券と基本的には同じであり、今回改正のウェブ画面を通じての情報提供に適するものであると考える。</p> <p>上記②についても、顧客の金銭及び有価証券を金商業者等の財産と分別して保管していることを顧客に対して情報提供しているものであり、上記①と同様、今回改正のウェブ画面を通じての情報提供に適するものであると考える。</p>	<p>①について</p> <p>今回の制度改正は、金商業者等による顧客への契約締結前交付書面等の交付義務を緩和するものであることを踏まえ、その対象取引は、</p> <p>(1) 商品性が定型化され、また、取引執行の迅速性が求められている上場有価証券等</p> <p>(2) 一般的にリスクが小さいと考えられる債券のうち、複雑な仕組みや投資判断に重大な影響を与える条件が付されていないものに係る取引としています。</p> <p>対象取引の拡大については、新しい制度の実務の状況を踏まえ、検討していく予定です。</p> <p>なお、ご意見の新規公開株式等の取引は、目論見書を交付する際に契約締結前交付書面を交付する機会があるものと考えられます。</p> <p>②について</p> <p>一般的に、口座開設は有価証券等管理業務に係る金融商品取引契約に該当し、金商業者等は顧客に対し契約締結前交付書面を交付する必要があると考えられますが、口座開設後の個々の金銭・有価証券の預託等は、金融商品取引契約に該当せず、契約変更がない限り、</p>

	<p>よって、第5号又は第6号等を修正することにより、上記①及び②の書面についても、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法に加えていただきたい。</p>	<p>その都度の契約締結前交付書面の交付は不要と考えられます。</p>
9	<p>今回の改正対象は、上場有価証券等書面と改正金商業等府令第80条第1項第6号の要件を満たす債券の契約締結前交付書面とされているが、金銭・有価証券の預託に関する契約締結前交付書面も加えていただきたい。確かに、個々の入庫・出庫は金融商品取引契約ではないとされているため有効期間を考える必要はないが、口座保管料改定時等には改定書面を一斉再交付している。また、上場有価証券等書面とともに金銭・有価証券の預託に関する書面も一年毎に一斉交付している実務がある。よって、顧客の負担を省き合理的な情報提供を図る意味から、金銭・有価証券の預託に関する契約締結前交付書面も対象に加えていただきたい。</p>	<p>口座保管料の改定は、有価証券等管理業務に係る金融商品取引契約の変更に該当し、既に交付している契約締結前交付書面の記載事項に変更が生じるものと考えられます。契約締結前交付書面の記載事項に変更が生じる場合には、投資家への周知をより確実にするため、再度、契約締結前交付書面を交付するか、金商業等府令第80条第1項第4号に規定する契約変更書面を交付する必要があると考えられることから、今回の制度改正の対象とすることは適当でないと考えられます。</p>
10	<p>改正金商業等府令第80条第1項第6号柱書に関して、金商業等府令第80条第1項第2号の『同種の内容の金融商品取引契約』の意味につき、金融商品取引法施行時の施行令・内閣府令パブリックコメント回答326ページにおいて、通貨・発行体の異なる債券は同種の内容の金融商品取引契約とはいえないとの解釈が示されている。</p> <p>この解釈を改正金商業等府令第80条第1項第6号の解釈に当てはめると、交付義務を緩和できる範囲が極めて限定され、改正目的である合理的な情報提供の趣旨に反する結果となり、反面で事業者に過大な負担を強いる結果ともなりかねない。</p> <p>同号柱書に定める要件に合致する限り通貨・発行体の異なる債券も同様の内容の金融商品取引契約であることを明確にするため『同種の内容の金融商品取引契約』を『同様の内容の金融商品取引契約』とすべきではないか。</p> <p>また、同号柱書の要件に合致しながら同様の内容の金融商品取引契約に該当しないとされる債券について、具体的に想定されているものはあるか。</p>	<p>個々の取引が「同種の内容の金融商品取引契約」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、今回の改正では、「同種の内容」の考え方について、従来の金融庁の考え方を変更するものではありません。</p>
11	<p>改正金商業等府令第80条第1項第6号において「金融庁長官の指定する有価証券を除く」とあるが、具体的にはどのような有価証券が想定されているのか。</p>	<p>改正金商業等府令第80条第1項第6号に規定する「金融庁長官の指定する有価証券」については、今後、投資家保護の観点から適当であると考えられるものを必要に応じて指定することとなりますが、現時点で指</p>

		定を予定しているものではありません。
12	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 6 号において、信用取引やデリバティブ取引に並んで「これらに類似する取引を除く」とあるが、具体的にはどのような取引が想定されているのか。	現時点で想定しているものではありませんが、例えば、通常の売買契約に何らかの条件を付し、信用取引やデリバティブ取引と同様の経済的効果を有することとなる取引が考えられます。
No.	●顧客からの交付請求	
13	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に関して、顧客から容易にインターネットを利用・閲覧できないとの理由で上場有価証券等書面交付の請求があった場合には、郵送により書面を送付することが想定されるが、請求はコールセンター等で受けることが多いと考えられる一方、当該顧客からの上場有価証券に係る買付注文は営業店に発注されることが多いと思料する。この場合、書面請求を行った顧客が自ら発注を行っているのであるから、請求のあった日以降、合理的に到着が見込まれる日数が経過しているのであれば、書面はすでに受領されていると解せるので、改めて受領確認を行うことなく受注してよいと考えるがいかがか。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、契約締結前交付書面等の交付を郵送によって行う場合は、郵送に要する期間も勘案して受注する必要があると考えられます。
14	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号において「顧客から上場有価証券等書面の交付の請求があった場合を除く」とあるが、このような請求があった場合において、当該顧客に対して最後に上場有価証券等書面を交付したときから 1 年を超えていた場合には、当該顧客に上場有価証券等書面の交付を行い、それが受領されたことが確認できるまでに取引を行ってしまうと上場有価証券等書面の不交付となってしまうのか（同項第 6 号における契約締結前交付書面についても同じ。）。	
15	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号及び第 6 号において「顧客から上場有価証券等書面の交付の請求があった場合を除く」とあるが、このような請求があった場合（書面交付後 1 年超を経過している場合）において、当該顧客がインターネット環境にない（容易にインターネットを利用・閲覧できない）場合、当該顧客に上場有価証券等書面の交付を行い、それが受領されたことが確認できるまでに取引（買付けに限る）を行ってしまうと上場有価証券等書面の不交付となってしまうのか（同項第 6 号における契約締結前交付書面についても同じ。）。	
16	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 6 号柱書	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと

	<p>「当該顧客から上場有価証券等書面の交付の請求があった場合を除く」とあるが、当該請求のあった場合には当該顧客の注文を受けるまでに上場有価証券等書面を交付していることを要するか。</p> <p>また、次のケースでは金融商品取引契約締結時に上場有価証券等書面が交付されていると理解していいか（直前の上場有価証券等書面交付後1年を越えているものとする）。</p> <p>X日 顧客から上場有価証券等書面の交付請求 X+1日 顧客からの注文を受注 上場有価証券等書面を発送 X+2日 上場有価証券等書面配達 上記のケースで上場有価証券等書面の発送が「X+2日」になった場合はどうか。</p>	<p>考えられますが、ご指摘のケースでは、改正金商業等府令第80条第1項第5号又は第6号には該当しないこととなると考えられます。</p> <p>なお、契約締結前交付書面等の交付を郵送によって行う場合は、郵送に要する期間も勘案して受注する必要があると考えられます。</p>
17	<p>改正金商業等府令第80条第1項第5号において「顧客から上場有価証券等書面の交付の請求があった場合を除く」とあるが、顧客が書面交付を求めるにはいくつかの理由があると考えられる。例えば、インターネットを通じてウェブ画面を閲覧し情報を得ることはできるが、個人的な希望として書面を手元に置いておきたいという顧客も存在すると思われる。このような顧客の場合についても当該顧客へ過去1年以内に有効な上場有価証券等書面の交付がなければ、顧客が書面を受領するまで、当該書面の対象となる取引等を行うことはできないのか（同項第6号における契約締結前交付書面についても同じ。）。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、顧客から、個々の金融商品取引とは関係なく上場有価証券等書面の交付請求があった場合、当該請求は、改正金商業等府令第80条第1項第5号の「顧客から上場有価証券等書面の交付の請求があった場合」には該当しないと考えられます（改正金商業等府令第80条第1項第6号の規定についても同様です。）。</p>
18	<p>契約締結後に、事後的に、金商法第37条の3第1項ただし書により、同項の行為義務が果たされなくなってしまう（処分対象）という疑義を避けるため、改正金商業等府令第80条第1項第5号における「当該顧客から上場有価証券等書面の交付の請求」及び同項第6号における「当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求」のタイミングについて、「当該金融商品取引契約の締結までに」等と明記してほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、契約締結前交付書面等の交付請求は、当然に金融商品取引契約の締結前に行われるものと考えられます。</p>
No.	●金商業等府令第80条第1項第5号イ・第6号イ（ウェブ画面による提供を行う旨及び顧客から請求がある場合には書面を交付する旨の事前説明）	
19	<p>改正金商業等府令第80条第1項第5号柱書及び同号イについて、閲覧に供する方法により情報提供を行う条件として、「上場有価証券等書面の交付を受けたことがある」と「あらかじめ（略）当該事項を当該方法により提供する旨（略）の説</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

	明が行われていること」とあるが、この2つの行為は同時に行われる必要はないと考えてよいか。例えば、1年以内に上場有価証券等書面を交付している顧客に対して、上記前者の交付を行った数日後に上記後者の説明を行った場合でも条件を満たしていると考えてよいか（同項第6号における契約締結前交付書面についても同じ。）。	
20	改正金商業等府令第80条第1項第5号イ及び第6号イにおいて「当該顧客から請求があるときは上場有価証券等書面を交付する旨の説明が行われていること」とあるが、この説明は、今後当該顧客には継続的に書面交付をすることを約すものではなく、「必要なときに申し出をいただき、その都度交付させていただく」という対応を行う旨で問題がないか確認したい。	貴見のとおりと考えられます。
21	改正金商業等府令第80条第1項第5号イ及び第6号イについて「書面の交付その他適切な方法により、当該事項を当該方法により提供する旨（略）の説明が行われていること」とあるが、本制度を導入するにあたり、リーフレット等を用いて「ウェブページへのアクセス方法」、「ウェブページの具体的なイメージ」及び「本制度に関する詳細の説明」を顧客に交付・説明することや、当該リーフレットに記載する内容を電子メール等で送付することでも法令の要件を満たすとの理解でよいか。	金商業者等は、顧客が内容を的確に認識・理解できるように説明することが必要と考えられます。例えば、リーフレット等を用いて説明する、そのリーフレットを顧客に郵送する、といった方法は有効な方法と考えられます。 書面交付以外の方法の場合、どのような方法であれば適切な方法となるかは、顧客の属性も踏まえ、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、書面交付と同程度の効果が期待できる方法とする必要があると考えられます。 ご意見の中で例示されている「ホームページ等誰でも容易に参照することができるウェブサイトへの掲載」のみの場合は、適切な方法による説明には当たらないと考えられます。 なお、自主規制機関である日本証券業協会は、金商業者等がウェブ画面上で契約締結前交付書面等を提供する際の実務のあり方について検討を行っており、金商業者等は、当該検討結果に沿った対応を行うことが期待されます。
22	改正金商業等府令第80条第1項第5号イ及び第6号イにおいて「書面の交付その他の適切な方法により」とあるが、「その他の適切な方法」には、口頭によるものや電子メール等での送信なども含まれるのか。また、ホームページ等誰でも容易に参照することができるウェブサイトへの掲載によるものでも認められるか（同項第6号における契約締結前交付書面についても同じ。）。	
23	改正金商業等府令第80条第1項第5号イに「当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該事項を当該方法により提供する旨及び当該顧客から請求があるときは上場有価証券等書面を交付する旨の説明が行われていること」とあるが、どの程度顧客に対して説明すれば法令の要件が満たされると考えてよいか（同項第6号における契約締結前交付書面についても同じ。）。	
24	改正金商業等府令第80条第1項第6号イ及び	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと

	<p>口に関して、書面の郵送に加えてウェブ上に説明内容および提供を受けるために必要な情報を掲載していた場合には、郵送した書面が不着となった場合でもイ及びロの要件を満たしていると読むことができる。したがって、取引再開のためには住所変更等の手続を要することは当然として、上場有価証券等書面は再交付する必要はないと理解してよいか。</p>	<p>考えられますが、改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 6 号イ及びロで求められる説明や情報提供をウェブ画面のみで行う場合は同号イ及びロの要件を満たしていないと考えられます(改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号の規定についても同様です)。</p>
No.	<p>●金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ロ・第 6 号ロ (顧客がウェブ画面を閲覧するために必要な情報の定期的提供)</p>	
25	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ロ及び第 6 号ロについて「書面の交付その他の適切な方法により提供していること」とあるが、書面にて交付する際、今回の法令改正の趣旨を踏まえると、例えば、取引残高報告書の残高明細部や表紙部等に記載することや、取引残高報告書と一緒に折り込む、ホチキス止めを行うなどといった、顧客に確認していただきやすい方法で提供するように工夫するべきとの理解でよいか。</p>	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ロ及び第 6 号ロに規定されている「書面の交付その他の適切な方法」は、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものですが、ご意見に例示されている、取引残高報告書を用いる方法は有効な方法と考えられます。</p> <p>また、電磁的な方法による情報提供を妨げるものではありませんが、いずれにしても、顧客の目に付きやすく、かつ、顧客が内容を理解しやすい方法で必要な情報を提供することが重要です。</p>
26	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ロ及び第 6 号ロにおいて「書面交付その他の適切な方法により提供していること」とあるが、その他の適切な方法には、当該書面を掲載したウェブサイトの URL をメールで送付することなども含まれるという認識で正しいか。</p>	<p>なお、自主規制機関である日本証券業協会は、金商業者等がウェブ画面上で契約締結前交付書面等を提供する際の実務のあり方について検討を行っており、金商業者等は、当該検討結果に沿った対応を行うことが期待されます。</p>
27	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ロには、「必要な情報を、書面の交付その他の適切な方法により提供していること」との文言があるが、「その他の適切な方法」には具体的にどのような方法が含まれるのか明らかにしてほしい。例えば、お客様がインターネットの取引サイトにログインした後に表示される、当該お客様専用の「お知らせ」に必要な情報を掲載する方法も含まれるか。</p>	
28	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ロには「書面交付その他の適切な方法により提供していること」とあるが、情報の提供に関する適切な方法には口頭による方法を含むか。</p>	
29	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ロ及び第 6 号ロにおいて「書面の交付その他の適切な方法により提供していること」とあるが、電磁的な方法による書面交付についても適切な方法に含まれるという理解でよいか。</p>	

30	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号口について、オンライン上で提供する場合には、顧客が見たとの証跡を残す必要はないとの理解でいいか。	
31	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号口及び第 6 号口において「当該事項の提供を受けるために必要な情報を、書面の交付その他の適切な方法により提供していること」とあるが、必要な情報とは、例えば次のような情報が該当すると考えてよいか。 ① 当該事項が掲載されているホームページ等の URL ② スマートフォンで読み取れる QR コード ③ インターネットの検索サイトに入力するキーワード	金商業者等は、契約締結前交付書面等の記載事項が掲載されたウェブページに誘導するために必要な情報を顧客に提供する必要がありますが、その一部として、当該ウェブページに遷移するため、①～③のような情報を提供する必要があると考えられます。 なお、自主規制機関である日本証券業協会は、金商業者等がウェブ画面上で契約締結前交付書面等を提供する際の実務のあり方について検討を行っており、金商業者等は、当該検討結果に沿った対応を行うことが期待されます。
32	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号口及び第 6 号口において「当該事項の提供を受けるために必要な情報を、書面の交付その他の適切な方法により提供していること」とあるが、例えば、顧客が PC やスマートフォン等の電子機器を使用できる状況にある場合において、当該事項が掲載されているウェブサイトへ到達する方法を口頭で説明するような場合もこれに含まれると考えてよいか（書面交付を行おうとしたが、何らかの事象により不着となった場合などに、口頭で説明を行うことで円滑に取引を可能とするような場面を想定している。）。	個々の情報提供が「書面の交付その他の適切な方法」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、顧客がその場でスマートフォン等の電子機器を使用しながら、口頭での説明によりウェブ画面に表示された内容を確認する場合は、「書面の交付その他の適切な方法」に該当すると考えられます。
No.	●金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ハ・第 6 号ハ（顧客にとって見やすい箇所に金商業等府令第 79 条（契約締結前交付書面の記載方法）に準じて表示）	
33	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ハについて、上場有価証券等書面の内容を見やすい箇所に表示するとあるが、見やすい箇所であるか否かについて具体的な基準はあるか。	金商業者等による個々の表示が「見やすい箇所」に表示されているかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであり、具体的な基準はありませんが、金商業者等は、金融商品取引に関する重要な情報をウェブ画面上で顧客に提供するという本制度の趣旨を踏まえ、各自の工夫により、できるだけ分かり易い表示とすることが必要と考えられます。
34	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号及び第 6 号の規定を見ると、従来交付している上場有価証券等書面及び契約締結前交付書面をそのまま証券会社等のホームページのわかりやすい場所に掲載（貼付）しておき、その旨を顧客に説明しておけば要件を満たすと読めるが、そのような対応で問題がないか確認したい。	例示されている多くの金商業者等が共通の表示を行うといった工夫を行うことは、利用者の視点から、有効な方法と考えられます。 なお、自主規制機関である日本証券業協会は、金商業者等がウェブ画面上で契約締結前交付書面等を提供する際の実務のあり方について検討を行っており、金商業者等は、当該検討結果に沿った対応を行うことが
35	改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ハ及び第 6 号ハにおいて「顧客にとって見やすい箇所に」表示することが求められているが、「見やすい」と	

	<p>いう概念は顧客によって異なると考えられるうえ、金事業者等のホームページ等の構成や顧客が利用する電子機器の種類等によっては、必ずしも最初に表示されるページに当該情報を掲載できるとは限らない。例えば、顧客の認知度を高めるために多くの金事業者等において、ある程度共通化されたバナー（情報掲載ページへのリンクが設定されているもの）等を、ホームページのトップページ等の目立つ場所等に設置することで、顧客が容易に情報掲載ページに到達できる工夫がなされていれば、「顧客にとって見やすい箇所に」表示されているとみなしてよいか。</p>	<p>期待されます。</p>
36	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ハ及び第 6 号ハ「前条に規定する方法に準じて表示」とあるが、第 79 条の規定は書面に記載する文字の大きさ（フォントサイズ）や記載順、記載要領（枠囲み）などを規定しているものである。本号及び同項第 6 号の規定はウェブ画面による情報提供を規定するものと理解しているが、ウェブ画面の表示に上記のような要領はそぐわないのではないかと考える。本号の規定は、顧客に伝えるべき重要な情報が読みやすく表示されていることを求める趣旨であり、文字の大きさ（フォントサイズ）や記載順、記載要領（枠囲み）などを義務化するものではないことを確認したい。</p>	<p>ご指摘のとおり、文字の大きさ（フォントサイズ）や記載順、記載要領（枠囲み）などを義務化するものではありませんが、金融商品取引を行う顧客に対し、必要な情報を明瞭かつ正確に、特に重要なものは平易に記載することを求める金商業等府令第 79 条の趣旨を踏まえた表示とする必要があります。</p> <p>例えば、特に重要な箇所には下線を付す、文字の色を変えるなど、金商業等府令第 79 条の趣旨を踏まえた表示とすることが必要と考えられます。加えて、当該ウェブサイト画面が複数の階層によって構成されている場合、画面遷移を行う際に記載事項の一体性が認められる必要があると考えられます。</p> <p>なお、自主規制機関である日本証券業協会は、金事業者等がウェブ画面上で契約締結前交付書面等を提供する際の実務のあり方について検討を行っており、金事業者等は、当該検討結果に沿った対応を行うことが期待されます。</p>
37	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ハ及び 6 号ハにおける「前条に規定する方法に準じて表示される」というのは、どのようなものを想定しているか。例えば、画面において「八ポイント」以上とか「一二ポイント」以上での表示になるように、（ユーザーによる設定を無効化するように）プログラムや PDF ファイル等を準備する必要があるか。</p>	
38	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ハ及び第 6 号ハにおいて「前条に規定する方法に準じて表示」とあるが、ウェブ画面の特性を考えれば、文字の大きさ等や枠囲みなどを規定することは適切ではなく、顧客へのわかりやすさの観点から、（記載要領が長い文章は別ウィンドウで表示を行うことや、リンクとして貼付するなど）、表示要素を極力シンプルにするなど、ウェブ画面に即した方法が望ましいという理解でよいか。</p>	

39	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号における契約締結前交付書面の交付を要しない場合として、「上場有価証券等書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供しているとき」とあるが、これには、協会の商号・名称及び金商業者等である旨並びに登録番号等の情報についても含まれると考えられる。これらは、すでに金商業者等のウェブ画面（ホームページ等）に表示されていると理解しているため、容易に見つけられるところにこれらの記載があればよく、必ずしもすべての記載事項を同一のページ内に記載することまで求めるものでないとの理解でよいか（同項第 6 号における契約手続前交付書面についても同じ。）。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、少なくとも、利用者の視点からみた場合に、上場有価証券等書面に記載すべき事項のうち、手数料やリスク情報等に関する事項等が表示される画面と、金商業者等の商号、名称又は当該金商業者等の登録番号が表示される画面が別である場合、両画面の一体性が認められることが必要と考えられます（改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 6 号の規定についても同様です。）。</p> <p>なお、自主規制機関である日本証券業協会は、金商業者等がウェブ画面上で契約締結前交付書面等を提供する際の実務のあり方について検討を行っており、金商業者等は、当該検討結果に沿った対応を行うことが期待されます。</p>
40	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ハ及び第 6 号ハに関して、念のための確認であるが、第 79 条では、契約締結前交付書面の内容をよく読むことを記載することが求められている。ウェブ画面で情報提供する場合には、すでに顧客は当該画面に到達しているのであり、「この画面をよく読むこと」を記載する意義は乏しいと考えられる。よって、直接的に「よく読むこと」を表示することまでを求めているのではなく、読みやすく表示することで足りると考えてよいか。</p>	<p>ご指摘の「契約締結前交付書面の内容を十分によく読むべき旨」は契約締結前交付書面の記載事項として、金商業等府令第 82 条第 1 号に定められています。</p> <p>顧客が金融商品取引を行うに当たり、事前取引の概要やリスク等について顧客に説明を行うという契約締結前交付書面の目的は、それをウェブ画面上で行う場合であっても同じであることから、「契約締結前交付書面の内容を十分によく読むべき旨」の表示は必要と考えられます。</p> <p>なお、その掲載場所については、各金商業者等のウェブ画面の構成に応じ、個別に判断されるべきものと考えられます。</p>
No.	<p>●金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ニ・第 6 号ニ（5 年間顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態）</p>	
41	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ニにおいて「当該上場有価証券等売買等を行った日以後五年間、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態」とあるが、5 年間に上場有価証券等書面に変更があった場合は、変更前、変更後の上場有価証券等書面が閲覧できるように掲載しておく必要があるということか（同項第 6 号における契約締結前交付書面についても同じ。）。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
42	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ニに関して、上場有価証券等書面に複数回の改定があった場合にも、現在の記載事項だけを掲載しておけばいいとの理解でいいか。</p>	<p>本規定は、顧客が過去の情報を見たいと考えた時に対応できるようにするためのものであり、上場有価証券等書面に複数回の改定があった場合、現在の記載事項だけの掲載では足りず、改定前の内容も掲載する必要があります（改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 6 号の規定についても同様です。）。</p>

43	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ニ及び第 80 条第 1 項第 6 号ニにおいて 5 年間を「当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く」期間としているのであるが、それは「容易に」であればすみやかに、しかし「容易に」でなくても多少探索すれば、閲覧可能であるという内容を含んでいるものという事でよいのであろうか。</p> <p>含んでいるのであれば特段意見は無いのであるが、もし含んでいないのであれば、契約に関する事項として見る意義がある様なその様な書類は契約後も常に閲覧可能であるべきであるので、閲覧については（「容易に」ではないものの）契約が終了するまで閲覧可能としておく内容の規則を追加していただきたい（他にも号があるが、それらについても、もし 5 年の後には閲覧自体が不可能となりうる様な内容となっているのであれば、同様に変更を行っていただきたい。）。</p>	<p>金商業者等は、当該金融商品取引契約を行った日以後 5 年間、ウェブ画面上で提供した契約締結前交付書面等の記載事項を、顧客がウェブ画面で容易に再確認できる状況を確認する必要があります。</p> <p>容易に閲覧できる状況とは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、当該ウェブサイトが複数の階層によって構成されている場合には、契約締結前交付書面等記載事項を提供しているウェブページにおいて最新のものとは過去のものごとの区別がわかりやすく分けられた状態で提供される必要があると考えられます。</p> <p>法令で求める閲覧期間は、金商業者等の負担を踏まえ、現行の契約締結前交付書面の保存期間と同じ 5 年が適当と考えられます。</p>
44	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ニ及び第 6 号ニにおいて「五年間（略）当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる」とあるが、ウェブ画面は、随時デザイン等の改定が行われるものである。本号の趣旨は、顧客に伝えるべき重要な事項に関する表示が行われていること及び最新の情報へ顧客が容易に接続できることが維持されていることであり、改定履歴すべての保存と閲覧可能措置を求めているものではないとの理解でよいか。</p>	<p>本規定は、顧客が過去の情報を見たいと考えた時に対応できるようにするためのものであり、改定前のものも含め、金商業者等は、当該金融商品取引契約を行った日以後 5 年間は、ウェブ画面上で提供した契約締結前交付書面等の記載事項を、顧客が容易に閲覧できる状態にしておく必要があります（ウェブ画面そのものを保存する必要はありません）。</p>
45	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ニ及び第 6 号ニにおいて「五年間（略）当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる」とあるが、例えば顧客から「5 年前の情報を見たい」という要望があれば、法定帳簿として保存されている契約締結前交付書面等を交付する、若しくは当該契約締結前交付書面等がウェブページから容易に参照できる状態としておけばウェブ画面を保存する必要はないと考えてよいか。</p>	<p>金商業者等は、当該金融商品取引契約を行った日以後 5 年間は、ウェブ画面上で提供した契約締結前交付書面等の記載事項を、顧客がウェブ画面上で容易に閲覧できる状態にしておく必要があると考えられます（ウェブ画面そのものを保存する必要はありません）。</p>
46	<p>改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ニにおいて、掲載期間延長事由である苦情とは純粋な苦情案件をさし、後に訴訟等になった場合を含まないとの理解でよいか。訴訟等の場合は当事者双方が証拠を出し合うのであるから、ウェブ上に契約締結前交付書面を掲載しておく必要性は乏しいと考えられる。よって、苦情案件として終了すれば</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、一般的には、苦情が訴訟に発展したことをもって当該苦情が解決したと考えることは適当でないと考えられます。</p> <p>したがって、苦情が訴訟等になった場合、改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号ニに規定されている「苦情が解決した日」には、当該訴訟等が終了した日が含</p>

	訴訟案件として継続した場合であっても、5年と苦情案件終結時のどちらか遅いときまで掲載すれば足りるとの理解でいいか。	まれると考えられます(改正金商業等府令第80条第1項第6号の規定についても同様です。)
47	改正金商業等府令第80条第1項第5号二ついで、5年間の継続開示期間中にシステムエラー等により中断期間が生じたときは、金商業等府令第117条第1項第25号の禁止行為に該当するの か。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。
No.	●金商業等府令第80条(その他)	
48	改正金商業等府令第80条第1項第5号及び第6号において、契約締結前交付書面の交付を要しない場合として、「上場有価証券等書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供しているとき」とあるが、記載すべき事項以上の情報(顧客の理解を促すための付加的な情報)を記載することについて妨げるものではないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
No.	●金商業等府令第82条(契約締結前交付書面等の記載事項)について	
49	改正金商業等府令第82条第1項第12号についてこれは、必ず記載しなければならないものを限定しているのであって、金商業者等が行う当該金融商品取引契約に関する金融商品取引業以外の金融商品取引業の内容及び方法の概要を掲載することを妨げるものではないという理解でよいか。 また、現在契約中の顧客にすでに交付した契約締結前交付書面に、当該金融商品取引契約に関する金融商品取引業以外の金融商品取引業の内容及び方法の概要を併記していても、今回の改正について遡及適用されることはなく、顧客に対して改めて契約締結前交付書面の交付をする必要はないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
50	契約締結前交付書面に記載する金商業者等が加入している協会の有無及び協会名称について、金商業者等が加入している当該金融商品取引契約に関する業務を行う者を対象とする協会の有無及び協会名称を必ず記載しなければならないのであって、金商業者等が加入している当該金融商品取引契約に関する金融商品取引業以外の業務を行う者を対象とする協会の名称を記載することを妨げるものではないという理解でよいか。 また、現在契約中の顧客に交付した契約締結前交付書面に、当該金融商品取引契約に関する金融商品取引業以外の業務を行う者を対象とする協会	貴見のとおりと考えられます。

	<p>の名称を併記していても、今回の改正について遡及適用されることはなく、顧客に対して改めて契約締結前交付書面の交付をする必要はないという理解でよいか。</p>	
No.	●英文開示銘柄の取扱いについて	
51	<p>改正金商業等府令第 117 条第 1 項第 25 号及び第 275 条第 1 項第 16 号において「その（英語により記載される）旨を記載した文書」について、現在は「金融商品取引業に関する Q&A」で示されている契約締結前交付書面の英文開示に関する記載を行う方法をもって説明を行っているが、今後についても、この方法は維持されると考えてよいか。</p>	<p>改正金商業等府令第 117 条第 1 項第 25 号の規定は、金融商品取引業に関する Q&A で示している英文開示銘柄の取引に関する説明・文書交付義務の取扱いを変更するものではありません（改正金商業等府令第 275 条第 1 項第 16 号の規定についても同様です）。今回の制度改正は、文書の交付については、改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に規定する契約締結前交付書面等をウェブで提供する方法に準じた方法による提供を含むこととします。</p>
52	<p>改正金商業等府令第 117 条第 1 項第 25 号及び第 275 条第 1 項第 16 号において「第八十条第一項第五号又は第六号に規定する閲覧に供する方法に準じて」とあるが、これは各号イ～ニの条件をすべて満たす必要があるのか。その場合、各号イにある「顧客から請求があるときは上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）を交付する旨」に関する規定は、英文開示に関する文書の交付と読み替えればよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
No.	●その他	
53	<p>契約締結前の書面交付義務につき、今回の改正は金商業等府令のみであるが、銀行法施行規則にも契約締結前交付書面に関する同様の条文が存在しているため、今回の改正に合わせて、対応する銀行法施行規則の条文についても改正をしていただきたい。すなわち、金商法の契約締結前の書面交付義務は、銀行法における特定預金等契約の締結について準用されていることから（銀行法第 13 条の 4）、金商業等府令に対応する規定が銀行法施行規則にも存在しており（例えば、改正金商業等府令第 80 条に対応する規定として、銀行法施行規則第 14 条の 11 の 25 や第 34 条の 53 の 10 が存在している）、当該銀行法施行規則上の規定に基づいて、上場有価証券やプレーンな債券における実務運用（契約締結前交付書面を冊子にまとめて、全顧客に年 1 回交付する運用）と同様の運用が、外貨預金等に関する契約締結前交付書面においても行われている。銀行法第 13 条の 4 において金商法の規定が準用されている趣旨に鑑みれば、契約締</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今回の金商業等府令の改正に当たっては、当庁における検討に加え、金融審議会市場ワーキング・グループでの指摘を踏まえ、自主規制機関である日本証券業協会において契約締結前交付書面等に関する金商業者等の実務のあり方が検討されています。</p> <p>外貨預金等に関する契約締結前交付書面についても、預金者や利用者の保護の観点や実務のあり方を踏まえた十分な検討が必要と考えられます。</p>

<p>結前交付書面の実務運用においても両者を区別する必要性は存在しないから、外貨預金に関する契約締結前交付書面についても、改正金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号に相当する対応が可能となるよう、銀行法施行規則も改正していただきたい。</p>	
--	--